

街路樹管理業務 技術仕様書

令和5年2月

堺市 建設局 土木部

1. 高木剪定工・中木剪定工

剪定の目標樹形は、樹種特性に応じた自然樹形を基本とする。

(例) 卵円形、円錐形、球形、盃形など

道路の幅員構成、植樹間隔、沿道の土地利用、高圧配電線の有無などから目標樹形となる樹高や枝張りを設定し、一番枝（主枝）、二番枝（副主枝）、三番枝（側枝）をバランスよくつくり込み、柔らかな樹形となるよう仕立てること。

- (1) 路線・樹種等により剪定の程度・方法が異なるため、設定した目標樹形及び剪定方針が確実に実施されるよう、監督員と協議、立会いの上、見本剪定を行い、監督員の承諾を得てから作業に着手すること。見本剪定の日時は必ず事前に監督員に連絡し、立会を求めること。また、仕様書及び監督員の指示、見本剪定を無視した剪定は、履行数量として認められない。ただし、中木剪定工については、基本的に見本剪定を求めないが、監督員の指示により、必要に応じて行うものとする。剪定時期の目安は後述を参考とする。

- (2) 以下の基本的事項に従い作業を行うこと。

(ア) 剪定は樹形の骨格づくり、樹冠の整正、混み過ぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を行うものである。

(イ) 主幹は、一本で直立させること。双幹の木は1本に仕立て直す。

(例) イチョウ、メタセコイア、アメリカフウなど

(ウ) 一番枝（主枝）は、四方にラセン状になるように配枝すること。

(エ) 一番枝（主枝）の発生角はやや斜上向枝となるように配枝すること。

(オ) 配枝に際しては、先端に行くに従い分枝を多くする末広がりの扇状形配枝すること。

(カ) 枝幹の太さは、急激な変化のないよう先端に行くに従い先細りとする。

(キ) 樹形は常に左右バランスのとれた安定した姿とすること。

(ク) 上頂生長の激しい樹木では、上端を強く抑制し、下部枝は弱度の剪定とすること。

(ケ) 勢いの強すぎる直立枝は枝の分岐点で切戻しするか、斜上向枝に切り替え勢力を抑制するよう配慮すること。

(コ) 常に樹形の伸縮調整のため、ふところに次期骨格補枝となる優良枝を残し育成を心掛けること。

(サ) 二番枝（副主枝）は、樹形の伸縮調整のため、勢いの強い太く若い枝で残すこと。

(シ) 枝の分岐角、徒長枝の析曲はなめらかで自然でなければならない。

(ス) 下枝は長く太く枝数多い分枝を保ち、上頂枝は短く細い枝で分枝を少なくすること。

また、下枝間隔は広く、上頂に行くに従い枝間狭く配枝すること。

(セ) 不定芽の発生原因となるぶつ切り（枝分れや芽がないところで切る）は行わないこと。

(ソ) 樹勢を衰弱させる徒長枝、土用枝、幹吹き、ひこばえ等は剪定し、また、対生枝はそのままにせず、原則として互生にする。

(タ) 病虫害による被害がある枝は、除去すること。

(チ) 傷・枯損等によって、落下の危険のある枝は除去すること。

(ツ) 枝の切り残し（スタブカット）は適正な位置で切り戻すこと。

(テ) 道路照明の妨げとなる枝は除去すること。

(ト) 樹種の性質に逆らって伸びた枝は剪定すること。

- (ナ)樹冠を一定の形に維持又は縮小する場合、枝の先端を切取らず、長い枝の途中から分かれている短い方を残し、その付け根から切取ること。強い枝は短く、弱い枝は長く残し剪定することを基本とする。
- (ニ)民地への支障枝は、監督員と協議し承諾後、民地外壁から 0.7m 控えて剪定すること。ただし、現場によっては監督員に報告し指示を受け対処すること。(例えば、隣家の屋根・樋等に影響を及ぼしている場合等)
- (ヌ)歩行者、自動車等の車両の通行障害、信号や交通標等の視認の妨げとなる建築制限内(車道部：道路面より 4.5m※、歩道部：歩道面より 2.5m)の下枝については、樹木主幹部の付け根から切り落とすこと。(※重要物流道路は 4.8m)ただし、幼木や枝数の少ない樹木等については、監督員の指示に従うこと。(別紙 1 街路樹に関わる制限)
- (ネ)花木類は花芽の分化時期と着生位置に注意して剪定すること。
- (ノ)剪定した断面において、直径 3 cm 以上の枝の切断面でサクラのような腐食菌による腐朽の恐れがある場合には殺菌剤を塗布すること。
- (ハ)古枝で先端部が大きなコブになっているものや、割れ、腐れなどのある場合は古枝の途中に良い方向の新生枝を見つけ、その部分から先端部を切り取り、古枝と切り返すものとする。ただし、切り取りは、毎年同じ枝の同じ位置で切らないものとする。
- (ヒ)夏期剪定とは、樹幹の乱れや繁茂し混みすぎた枝を整えることを目的としたもので、冬期剪定とは、自然樹形の骨格枝を作ることを目的としたものである。夏期・冬期剪定とも幹吹剪定を兼ねる。
- (フ)樹木につる植物が絡んでいる場合は、樹冠部分まで絡んでいるすべてを除去すると共に地際から切断すること。
- (ヘ)剪定枝を落下させるときは、樹木下の安全を十分確認すること。
- (ホ)剪定枝を搬出する際は、必ず、積込前に処分場に適合した長さに切断すること。
- (マ)剪定した枝葉は、すみやかに処理すると共に周辺をきれいに清掃すること。
- (ミ)腐食や枯れ、倒木の恐れのある樹木は、監督員に報告すること。
- (ム)強風の日、切り落とした枝や葉が車道や民地に入る恐れがあるので作業を中止すること。
- (メ)路上駐車がある場合は、その場所を避けて作業し、車両が移動したことを確認してから、その箇所の作業を行うこと。
- (モ)作業の際はチェーンソーを常備し、大枝の剪定や不要なコブの除去にチェーンソーを使用してもよいが、切断面は適切に処理すること。
- (ヤ)チェーンソーを使用する際は、下肢の切創防止保護衣を装着し、関係法令を遵守すること。
- (3) 主な剪定方法
- (ア)大枝の剪定は、切断箇所の表皮が剥離しないよう、切断予定箇所の上であらかじめ切断し、枝先の重量を軽くした上で、切返しを行い切除する。
- (イ)切詰剪定は、樹冠外に飛び出した新生枝を、樹冠の大きさが整う長さに定芽の直上の位置で剪定する。この場合、定芽はその方向が樹冠を作るにふさわしい枝となる向きの芽(原則として外芽、シダレヤナギは内芽)を残すものとする。
- (ウ)切返剪定は、樹冠外に飛び出した枝の切取、及び樹勢を回復するために樹冠を小さくす

る場合などに行う。

(エ) 骨格枝となっている枯枝及び古枝を切取る場合は、後継枝となる小枝又は新生枝の発生する場所を見つけて、その部分から先端の枝を切り取る。

(オ) 枝抜剪定は、主として混みあった枝透かしのため、樹形、樹冠のバランスを考慮して剪定し、不必要な枝は元（リッジ部）から切り取る。

(4) 整枝剪定

(ア) 整枝剪定とは枯枝、平行枝、徒長枝等、樹木の生育上好ましくないものを樹木本来の形、枝張りのバランス等を考慮しつつ切除することを行う。

(イ) 主として剪定すべき枝

- ① 枯枝
- ② 生長の止った弱小の枝
- ③ 著しく病虫害におかされている枝
- ④ 通風、採光、架線、人車の通行等の障害となる枝
- ⑤ 折損によって危険をきたす恐れのある枝
- ⑥ 樹冠、樹形及び生育上不要な枝
 - (a) ひこばえ（やご）
 - (b) 幹吹き（胴吹き）
 - (c) 飛び枝（徒長枝）
 - (d) からみ枝（交差枝）
 - (e) 逆さ枝
 - (f) その他（車枝、立枝、対生枝、平行枝、土用枝等）

(ウ) 病虫害枝、障害枝は、全体の樹形を考慮しつつ剪定する。

(エ) 枯枝、弱小枝等はその枝のつけ根から切り取る。

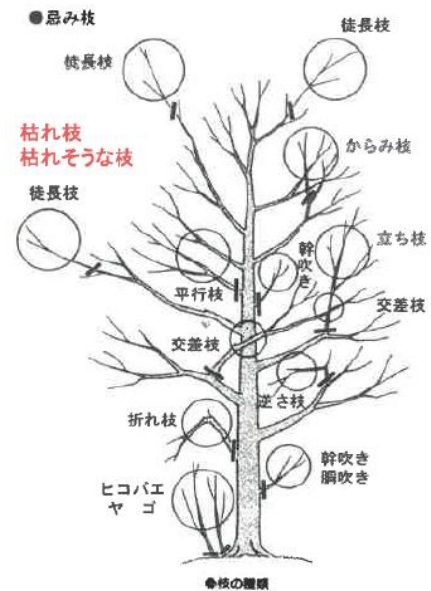
(オ) 街路樹については目標樹形を設定し、特に樹高、枝張り、下枝高さ等の樹形の統一を図り剪定する。

(5) 強剪定

(ア) 強剪定とは整枝剪定に加えて、樹形の整姿仕立てなおしを目的として一番枝（主枝）及び一番枝（主枝）に準ずる枝の切除を行うことをいう。強剪定は樹木に極度のダメージを与えるほか、剪定によっては危険木化することがあるため、適切な時期に行うこと。

(イ) 芯は原則止めない。やむを得ず摘芯する場合は、これに代わる別の芯を仕立てる。

(ウ) 古枝で先端部が大きなコブとなっているもの、又割れ、腐れ等がある場合は、古枝の途中によい方向の新生枝を見つけ、その部分から先端部を切り取り、若い枝と切返すものとする。



2. ヤシ類、フェニックス剪定

(1) 概ね仰角 0 から 30° 以下に着生している葉を切除すること。

(2) 葉柄基部に着生している芽の保護皮は、軽く引っ張って剥がれる程度の古い

もののみ剥がすこと。

(3) 害虫であるヤシオオオサゾウムシを発見した場合は監督員に連絡すること。

3. 幹吹剪定工

概ね高さ 2m以下にある枝のうち、幹吹き、ひこばえを幹元から切落とすこと。ただし枝数の少ない樹木、成長過程の幼木等については、監督員の指示に従うこと。

4. 支障枝剪定工

歩行者、自動車等の車両の通行障害となる建築制限内（車道部：道路面より 4.5m※、歩道部：歩道面より 2.5m）の不要枝（幹吹き、ひこばえを除く）を幹元から切り落とすこと。ただし枝数の少ない樹木、成長過程の幼木等については、監督員の指示に従うこと。

（※重要物流道路は 4.8m）

作業量の目安は以下の通りとする。

- ①「少ない」：元径 5cm 程度の枝 1～5 本
- ②「普通」：元径 5cm 程度の枝 6～10 本
- ③「多い」：元径 5cm 程度の枝 11～15 本

5. 枯枝折れ枝切除工

高木の本体につながった状態にある枯枝や、折れ枝を切除する。

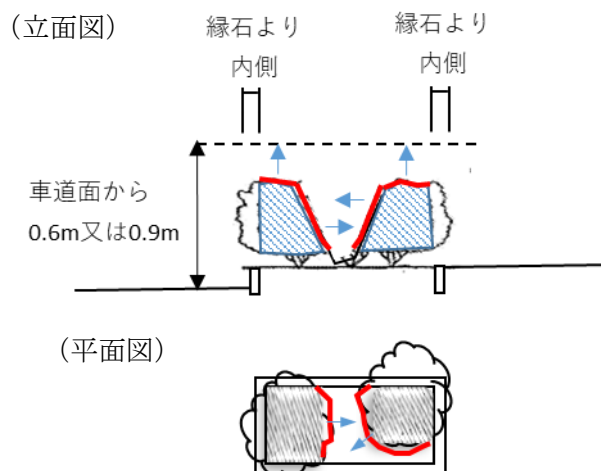
作業量の目安は以下の通りとする。

- ①「少ない」：元径 10cm 程度の枝 1～2 本
- ②「普通」：元径 10cm 程度の枝 3～5 本

6. 低木寄植剪定工・中木寄植剪定工

(1) 低木は、車道から運転者が視認障害にならないようにすることとし、目標樹形は車道面から刈込高 0.9m、車道側及び歩道側縁石より内側を基本とする。ただし、交差点、横断歩道、車両の出入り口等の付近の低木については車道面から刈込高 0.6m 以下を基本とし、車道や歩道の境界や目標樹高を超えたものを刈込むこと。（別紙1 街路樹に関わる制限）

(2) 植樹帯内で他の低木がない部分や目標樹高より低いものは刈込まず、生長を促すこと。



- (3) 刈込は、あらかじめ刈込地の中の実生木や雑草を除く補助刈り後に行うこと。
- (4) 作業前には、ごみ等（空き缶、びん、ペットボトル、吸殻、紙類、木屑、布屑等、ガラ、瓦礫、枯枝）を除去し、危険を伴う障害物は処理すること。また、作業困難なものがあれば、監督員に連絡すること。
- (5) 刈込地内のつるは、必ず根切りを行うこと。樹木につる等が絡んでいる場合も、樹冠部分のすべてのつる等を除去し、根切りを行うこと。
- (6) 刈込の際、低木の枯損、枯枝があれば、撤去すること。
- (7) 枝の密生した箇所は中透かしを行い、刈り地原形を十分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝を輪郭線に形作りながら刈込むこと。
- (8) 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込むこと。また、針葉樹は萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に応じ十分注意しながら芽つき等を行うこと。
- (9) 花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意すること。
- (10) 数年の期間において刈込を実施する場合、第1回の刈込の際に一度に刈込まないで、数回の刈込を通して徐々に刈り地原形に仕立てていくこと。特にカイズカイブキのように不定芽の発生しにくいものは注意深く行うこと。
- (11) 大刈込部は各樹種の生育状態に応じ、原形を十分考慮しつつ刈込むこと。枯損、欠損部に面する枝の剪定はごく弱く、又は行わず生長を促すこと。
- (12) 大刈込部の植込内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないよう注意すること。
- (13) 生垣刈込については枯枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて、両面を刈込、天端をそろえること。
- (14) 生垣刈込において植込内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないよう注意すること。
- (15) 刈取った枝葉はすみやかに処理すること。特に枝葉が樹冠内に残らないようきれいに取り去ること。刈込んだ樹木、寄植等の周辺は清掃すること。
- (16) 低木刈込の履行数量は、刈込後の水平投影面積により算出する。
- (17) 寄植以外のもの（玉物等）の剪定については、その形姿をそこなわないよう剪定すること。
- (18) 切り口は断面が最小となるよう鋭利に切り、ささくれがでないように注意すること。

剪定時期の目安 一覧表

			剪 定 作 業 時 期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
樹木の成長サイクル			生 育 期										休 眠 期	
落 葉 樹														
常 緑 樹														
針 葉 樹														
花 木			* 各種、花芽分化が行われる前(落花直後)に剪定すること。											
サザンカ	常緑	中木				✿ ✿								
レンギョウ	落葉	低木				✿ ✿								
ユキヤナギ	落葉	低木						✿ ✿						
ツツジ類	常緑	低木				✿ ✿ ✿ ✿								
クチナシ	常緑	低木				✿ ✿ ✿ ✿ ✿ ✿								
アベリア	常緑	低木		✿ ✿ ✿	✿ ✿ ✿ ✿ ✿ ✿ ✿ ✿									
シャリンバイ	常緑	低木				✿ ✿ ✿ ✿								
ボックスウッド	常緑	低木												

(凡例)  : 剪定適期  : 剪定△時期  : 花芽分化

* 幹吹剪定工のみの場合は、7～8月を目安とする。

* 上記に記載のない樹種については、監督員に確認し、実施すること。

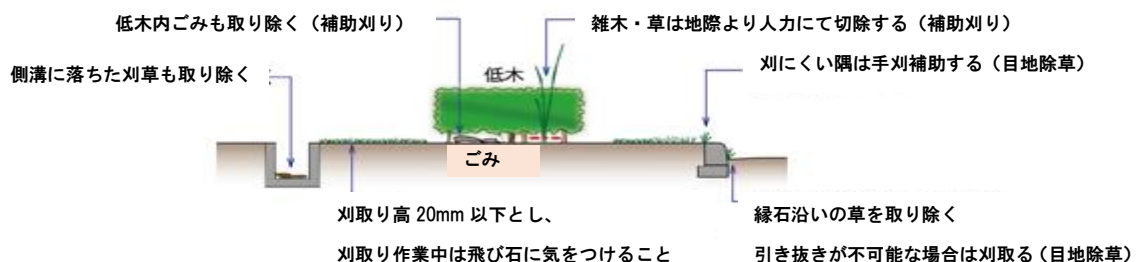
* ただし、上記は標準的な時期(目安)であり、拘束するものではない。

7. 除草工（人力抜取り）、除草工（人力切取り）（ごみ等の除去含む）

- (1) 抜取りとは、根まで完全に取り去ることである。
- (2) 切取りとは、鎌等で地際から切断することである。
- (3) 刈草が車道や民家に入る恐れがあるため、強風の日には作業を中止すること。
- (4) センダン、シンジュ、クズ等の実生及び切株からの芽吹きも除去すること。
- (5) つる植物については、必ず地際で切断し、樹木に絡んでいるものは除去すること。
- (6) 高木のひこばえ、低木の枯枝等は除草時に撤去すること。
- (7) 作業に際して周囲の側溝等に落ちた刈草や剪定枝についても撤去すること。
- (8) 作業前には、ごみ等（空き缶、びん、ペットボトル、吸殻、紙類、木屑、布屑等、ガラ、瓦礫、枯枝）を除去すること。また、作業困難なものがあれば、監督員に連絡すること。
- (9) 低木の内側にあるごみ類などは取り残しがないようにすること。

8. 除草工（肩掛式）、除草工（ハンドガイド式）（ごみ等の除去含む）

- (1) 機械除草は、必ず刈取り方向と逆方向にも刈取り、ムラを作らないこと。刈取り高は20mm 以下とする。
- (2) 樹木の根元近くの草は、鎌等で補助刈りをする。また、刈ムラのある箇所、側溝等にはみ出している箇所は鎌等で切取りを行うこと。
- (3) 作業によって樹木の根元に損傷を与えた場合は、新植にて現状復旧すること。
- (4) 刈草が車道や民家に入る恐れがあるため、強風の日には作業を休止、延期すること。
- (5) 作業中は、飛び石に気をつけ、安全対策を講じること。
- (6) センダン、シンジュ、クズ等の実生及び切株からの芽吹きも除去すること。
- (7) つる植物については、必ず地際で切断し、樹木に絡んでいるものは除去すること。
- (8) 高木のひこばえ、低木の枯枝等は除草時に撤去すること。
- (9) 作業前には、ごみ等（空き缶、びん、ペットボトル、吸殻、紙類、木屑、布屑等、ガラ、瓦礫、枯枝）を除去し、危険を伴う障害物は処理すること。また、作業困難なものがあれば、監督員に連絡すること。
- (10) 低木の内側にあるごみ類などは取り残しがないようにすること。

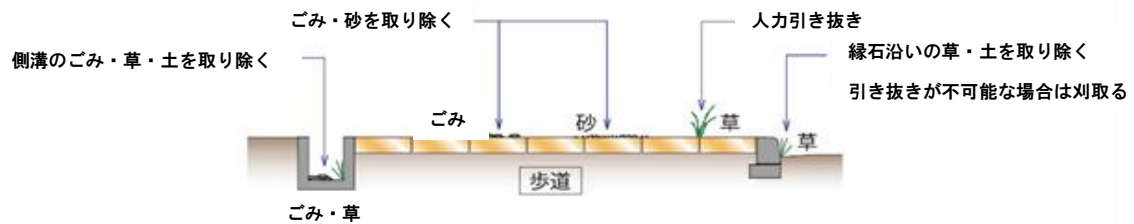


9. 水中除草工

刈取り高は水面以下とする。その他は除草工（人力切取り）に準ずる。

10. 路面清掃工（人力）

- (1) 歩道（植樹帯内含む）や側溝等に堆積する落葉、ごみ類（空き缶、びん、ペットボトル、吸殻、紙類、木屑、布屑等）、瓦礫、ガラ等の不要物を除去すること。また、作業困難なものがあれば、監督員に連絡すること。
- (2) ごみ類等が少ない場合は、舗装等の目地部や縁石沿いから生える不要な草なども除去すること。また、必要に応じて、側溝内の堆積する土砂や縁石沿いの土砂等も取り除くこと。

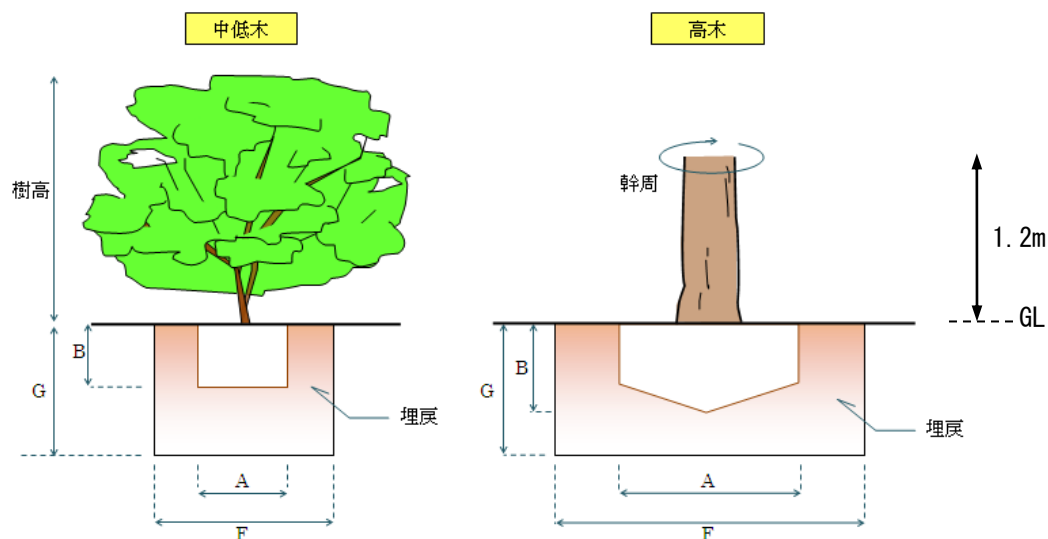


11. 掘取工

- (1) 掘取りに先立ち枝の切詰、切透しを行うこと。
- (2) 極力、細根を残し切断した切口はわら縄、こも等で十分養生すること。鉢型は側面垂直とし、側根がなくなってから、根底に向かって丸味をつけて、掘下げなければならない。
- (3) 鉢巻はわら縄、こも等を用いて、土は脱落しないように巻かなければならない。
- (4) 掘取りにあたっては、周辺樹木、構造物、埋設物、民家などを破損しないように注意深く行うこと。
- (5) 掘取りした場合は、直ちに良質土で埋め戻し、地表面を均して危険のないように処置しておくこと。

12. 植樹工

- (1) 植穴掘削後、排水等、生育不良が懸念される植栽基盤が見られた場合は、監督員に報告し、対応を協議すること。
- (2) 植穴底に良質土を敷き均し、樹木に応じて、根ごしらえ、根透かしのうえ、付近の状況に応じて、見栄えよく表裏を確かめて植込むものとする。なお、根ごしらえにあたっては、根巻き材料は完全に除去すること。
- (3) 樹木は、適度に枝葉の切詰め又は切透かしを行うと共に、根の割れ、傷などの部分を鋭利な刃物で切り戻すこと。
- (4) 高木は、ふところ枝、過剰枝、徒長枝等を樹種の特徴を損なわないように剪定すること。
- (5) 植栽した樹木については、水鉢を作り灌水を必ず行うこと。
- (6) 植付は規定の基準の植穴を掘り、深植えにならないように注意し樹木を安置した後、覆土しながら突棒をもって十分つき固めること。水極めにより植付け、十分落ち着いた上で支柱に結束すること。



樹高 0～3m未満
寸法表

形状	樹高 (cm)	A 鉢径 (cm)	B 鉢の深さ (cm)	F 植穴径 (cm)	G 植穴深さ (cm)	鉢容量 (m^3)	鉢穴容量 (m^3)	埋戻土量 (m^3)
中低木	30未満	15	8	29	23	0.001	0.015	0.014
	30以上 50未満	17	10	33	26	0.002	0.022	0.020
	50以上 80未満	20	12	37	28	0.004	0.030	0.026
	80以上 100未満	22	13	41	31	0.005	0.040	0.035
	100以上150未満	26	16	46	35	0.008	0.057	0.049
	150以上200未満	30	19	54	40	0.013	0.090	0.077
	200以上250未満	35	23	61	46	0.022	0.133	0.111
	250以上300未満	40	26	69	51	0.188	0.188	0.156

幹周 0～90cm未満
寸法表

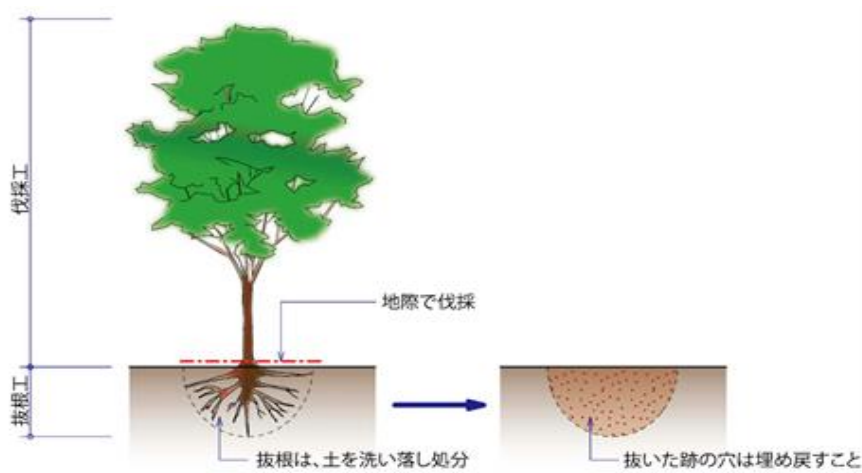
形状	幹周 (cm)	A 鉢径 (cm)	B 鉢の深さ (cm)	F 植穴径 (cm)	G 植穴深さ (cm)	鉢容量 (m^3)	鉢穴容量 (m^3)	埋戻土量 (m^3)
高木	10未満	33	25	69	37	0.017	0.09	0.073
	10以上 15未満	38	28	75	40	0.028	0.14	0.112
	15以上 20未満	47	33	87	46	0.061	0.27	0.209
	20以上 25未満	57	39	99	53	0.110	0.44	0.330
	25以上 30未満	66	45	111	59	0.170	0.65	0.480
	30以上 35未満	71	48	117	62	0.210	0.76	0.550
	35以上 45未満	90	59	141	75	0.400	1.34	0.940
	45以上 60未満	113	74	171	90	0.740	2.28	1.540
	60以上 75未満	141	91	207	109	1.320	3.70	2.380
	75以上 90未満	170	108	243	128	2.080	5.45	3.370

1 3. 地被類植付工

- (1) 植付地は地表面から深さ 30 cmまで耕した後、全面に土壌改良材を十分に混合する。瓦礫、ガラ、粘土その他生育に支障となるものを取り除くとともに、土塊がある場合はよく砕くこと。
- (2) 植え付けた地被類が容易に抜けぬように押さえて、必ず灌水を行うこと。

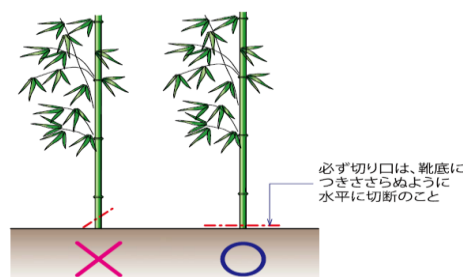
1 4. 支障木伐採工、支障木抜根工、根株切削工

- (1) 伐採については、処分場の搬入基準に切断し、切断面は萌芽しないよう、切込をし、処理剤を塗布すること。なお、伐採高については、監督員の指示に従うこと。
- (2) 抜根、根株切削での掘取りにあたっては、周辺樹木、構造物、埋設物、民家などを破損しないように注意深く行うこと。
- (3) 根株切削は、地面から地下 15 cm まで切削するものとする。
- (4) 抜根、根株切削した場合は、直ちに良質土で埋め戻し、地表面を均して危険のないように処置すること。
- (5) 根株については、土を洗い落とし、処分すること。
- (6) チェーンソーを使用する際は、下肢の切創防止保護衣を装着し、関係法令を遵守すること。



1 5. 竹伐採工

- (1) 竹は人がつまずき又は靴底に突き刺さらぬように地際で水平に処理すること。ただし、現場状況により監督員の指示に従うこと。
- (2) つる植物については、必ず地際で切断し、絡んでいるものは除去すること。
- (3) センダン、シンジュ、クズ等の実生は、除去すること。
- (4) 刈取った竹は堺市クリーンセンター臨海工場に搬入できる長さに切断し、適正に処分すること。
- (5) 現場でゴミ等がある場合も速やかに監督員に通知し、その処理について指示を受けること。
- (6) チェーンソーを使用する際は、下肢の切創防止保護衣を装着し、関係法令を遵守すること。



1 6. 倒木復旧工

- (1) 倒木復旧は、根部を乾燥させないようにして丁寧に掘取、傷んだ根の切戻し、根部に合わせ、上部（枝葉）の剪定及び幹巻きを施すなど十分な養生を行った後、垂直に樹木を立て直しながら根部に土が十分まわるように水極めなどの処理を行い、植え付けること。
- (2) 支柱は、指定形式のものを所定の位置に正しく堅固に立てなければならない。

1 7. 薬剤散布工

- (1) 薬剤の使用に際しては、農薬取締法等の農薬関連法規、及びメーカーで定めている使用安全基準、食品（農作物、加工品を含む）に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度を遵守し、人畜の安全及び対象樹木の薬害に十分注意すること。
- (2) 希釈水は、できる限り以下の下水処理場の処理水（Q水くん）を使用すること。
 - ・狭山水みらいセンター 大阪狭山市東池尻 6-1647 電話 072-365-2490
 - ・今池水みらいセンター 松原市天美西 7-265-1 電話 072-336-7655
 - ・北部水みらいセンター 泉北郡忠岡町新浜 3 電話 072-423-2255
- (3) 散布は、薬剤の効力を十分発揮させるため、気象条件などに十分留意すること。
- (4) 作業者は、ゴム手袋、マスク、ヘルメット、メガネ、被服等安全なものを着用すること。
- (5) 材料（薬剤、展着剤）は効力の維持、安全を考慮して保管すること。また、使用済みの薬剤、展着剤の空びんは、法令に基づき、適切に処理すること。
- (6) 散布は、四方より樹木全体に散布し、散布残しのないよう留意すること。ただし、歩行者や通行車両には、厳重に注意をはかるとともに、付近の河川、池などを汚染することのないよう万全の対策をとること。また、路上駐車がある場合は、その箇所は後日に散布すること。
- (7) 天候の変化等により監督員の指示で、散布作業を延期させる場合がある。
- (8) 散布は原則として朝の作業とし、時間については監督員と協議の上、決定すること。また、事前に隣接の住民へ作業に関する「お知らせ」ビラを配付し周知する必要がある場合は、作業前に監督員と調整の上、配布すること。
- (9) 薬剤は十分攪拌し、農薬使用記録簿（使用年月日、場所、対象樹、農薬の種類、使用量を記載）を作成し、管理すること。

1 8. 薬剤打込工

- (1) 薬剤の使用材料は、監督員と協議すること。
- (2) 害虫の発生前に打込みを完了しないと効果がないため（打込み数日後に効果発揮約 2 ヶ月持続）、監督員が指示する期間に必ず完了すること。
- (3) 作業に使用する電動ドリルはカプセルの形状に適合した径 9mm に限定する。地上 15cm に 10cm 間隔で穴を開け、カプセルの臀部の赤色の部分を維管束部と必ず接して装着すること。この際、維管束に接していないと効果がなく、一旦、カプセルを打込むとカプセルは取り外すことができないので、細心の注意を払うこと。
- (4) カプセルは装着した後に癒合剤を塗布すること。打込み 2 回目以降は、前回打込み箇所より 10 cm 上部で打込むこと。

- (5) 打込みは、監督員立会いにて行い、農薬使用記録簿（使用年月日、場所、対象樹、農薬の種類、使用量を記載）を作成し管理すること。

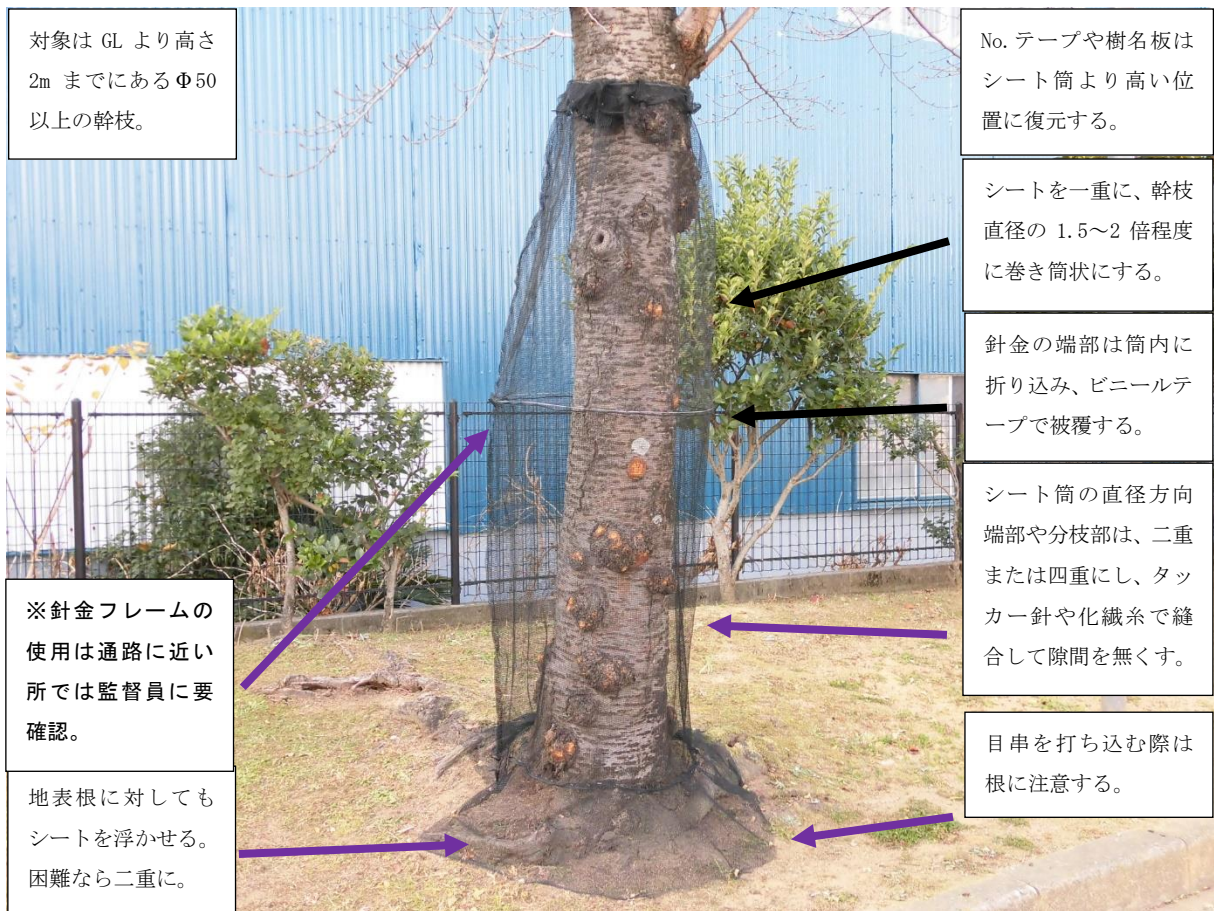
19. クビアカツヤカミキリ防除シート巻き工

シート巻きの障害となる、元径 5cm 程度までの枝については、監督員に確認の上、剪定を行うこと。

本工種の目的は、シートの被覆によりクビアカツヤカミキリから幹枝を保護することと、すでに穿孔された個体からクビアカツヤカミキリの周辺木への飛散を防止することである。

一方で、シートが幹枝に密着していると、シートの上から食害されてしまうこと、過湿により病原菌を繁殖させてしまうこと、保温効果により夏に幹枝が高温になってしまうこと、といった弊害が起きる。ゆえに、できるだけ幹枝から離して、かつ隙間が無いようシートを被覆することが施工のポイントで、タッカーを使用する際も針を幹枝に直接打ち付けることは禁じる。

- (1) 地際から地上 2m の範囲における幹枝の直径が 5cm 以上の部位にメッシュシートを筒状、二重、対象の 1.5～2 倍程度の直径になるように巻く。仰角 45 度未満で分岐している枝には分岐から 50cm の範囲に同様の処置を行う。
- (2) シート筒の直径方向端部や、分枝部でシート筒同士を接合する場合は、シート同士を重ねて二重又はそれを折り込んで四重にし、タッカー針や化繊糸で縫合して成虫が通過可能な隙間を無くす。タッカー針はシートの重ねが多いほど効きにくく、足が折り込まれにくくなるので周辺通行者の安全のため、適宜ペンチでかしめること。
- (3) シートのクセや重みでシートが幹枝に接しがちな箇所は、針金をシートに編み込むことや紐でフレームを組むこと、シートの切れ端等の詰め物をする、等により接しないようにする。針金端部は折り曲げてシート筒内に留め、ビニールテープで被覆すること。詰め物は移動しないように、タッカー針や化繊糸でシートに固定すること。
※針金または紐フレームは詰め物よりも見た目や通気性の面で優れているが、道路に近い箇所では周辺通行者の邪魔になる欠点があるため、監督員に確認すること。
- (4) シート筒の末口部は紐で縛り、そこからシートを折り返して幅 5cm 程度を二重にする。ただし、幹枝は肥大成長するので、あまりきつく締め過ぎないこと。
- (5) 幹の地際は、紐又は目串でシート筒を閉塞すること。目串で根を傷つけないよう注意すること。十分地面に固定できていれば、先端が埋没するまで打ち込む必要はない。余った先端は切り取ること。紐を使用する場合は幹に接する部分は二重にすること。地表根がある場合は、幹の地際端から最大 50cm の範囲でシートを切り貼りしてスカート状、一重に覆い、目串で地面に固定し、できるだけ隙間を無くす。シートが地表根に接しがちな箇所は紐フレームや詰め物で浮かせること。困難であれば二重にする。
- (6) 紐はポリプロピレン製、φ 5mm、黒色を標準とする
- (7) 目串は芝用、竹製、長さ 15～20mm を標準とする。
- (8) タッカー針は幅 12mm、足長 10mm を標準とする（事務用ホッチキスでよく使用するマックス株式会社製 No. 10 号針同等品は不可）。
- (9) 化繊糸はナイロン製、φ 0.3mm 以上を標準とする。
- (10) 針金は亜鉛引鉄線#12 を標準とする。
- (11) メッシュシートはポリエチレン製、黒色、目合い 4mm、ラッセル編とする。
- (12) 幹に No. テープ、樹名板等附属物があれば事前に丁寧に外し、シートより軸方向上部に再設置すること。



シート筒の末口部は紐で縛り、幅 5cm 程度を
折り返して二重にする。



幹枝に密着しがちな所はネットの切れ端等の
詰め物で浮かせる。

20. クビアカツヤカミキリ防除シート撤去工

クビアカツヤカミキリ防除シート巻きで敷設したシートの撤去を行う。

- (1) 幹枝に打ち込まれたタッカー針があれば、ペンチ等で全て抜取ること。
- (2) 地面に打ち込んだ目串も抜取るが、抜取る際に根を傷つける恐れのある箇所は、地面に埋設する等、歩行者が躓かないようにすること。
- (3) 幹に No. テープ、樹名板等附属物が設置されていれば、シート撤去後、再設置すること。

21. クビアカツヤカミキリ被害切株シート被覆工

サクラ、ウメ、モモ、スモモ等で、クビアカツヤカミキリに穿孔された個体を伐採した後、現地に残存する根株からのクビアカツヤカミキリの飛散防止のために、根株にメッ

シュシートを被覆する。

- (1) シートの標準の被覆面積は1㎡とし、地表根の広がりに応じて適宜変形すること。
- (2) シートが緊張していると羽化脱出した成虫に噛み切られてしまうので、緩く一重に覆い、目串で地面に固定し、できるだけ隙間を無くすこと。
- (3) シートが地表根に接しがちな箇所は詰め物で浮かせること。困難であれば二重にする。

2 2. クビアカツヤカミキリ点検工

サクラ、ウメ、モモ、スモモ等に穿孔するクビアカツヤカミキリの成虫の有無を目視で点検し、成虫を発見した場合は捕虫し、幼虫の幹枝への侵入の証拠であるフラスの排出を発見した場合は速やかに監督員に報告すること。

- (1) 点検・駆除する範囲は地際から地上4mまでとする。
- (2) 捕虫に必要な網は貸与する。

2 3. 灌水工

- (1) 灌水は4月から10月を作業予定厳守期間と定める。樹種、生育状況、灌水箇所については、監督員に確認すること。また、灌水周期及び頻度については、以下を目安とし、監督員と協議の上、決定すること。なお、高温期については11時から15時までの灌水作業は避けること。

灌水頻度目安	間隔（土日祝日含む）
4月下旬～梅雨入り	5日毎
梅雨明け～9月下旬（高温期）	4日毎
真夏の期間（高温期）	3日毎
猛暑日の期間（高温期）	2日毎
10月	5日毎

- (2) 使用する水は、できる限り以下の下水処理場の処理水（Q水くん）を使用すること。

- ・狭山水みらいセンター 大阪狭山市東池尻 6-1647 電話 072-365-2490
- ・今池水みらいセンター 松原市天美西 7-265-1 電話 072-336-7655
- ・北部水みらいセンター 泉北郡忠岡町新浜 3 電話 072-423-2255

- (3) 灌水量の目安は以下のとおりとする。

植物種別	灌水量
低木（1㎡あたり）	10L
中木（1本あたり）	10L
高木（1本あたり）	20L（ただし、サクラ類の場合は40L）

- (4) あらかじめ水鉢を作り、流水・漏水のない様に適量、適圧で入念に行うこと。なお、現地等により水鉢が作れない場合は、表面の膨軟化や土壌に穴を開ける等の対策方法を監督員と協議すること。
- (5) 水を地中に十分浸透させ、植栽樹から水がこぼれないようにすること。過度にこぼれている現場を確認した時は、その日の灌水量を履行数量として認めない場合がある。
- (6) 夏期は葉に水がかからないようにすること。

- (7) 植樹帯内の土砂がこぼれないように注意し、丁寧に灌水すること。土砂がこぼれた際には元の植込みにすみやかに戻すこと。
- (8) 急な降雨等で作業を中断した場合は、状況を把握し、その後の作業について監督員の指示に従うこと。
- (9) 履行写真は、使用水量を確認できる写真を撮影すること。また、給水時に、給水場所、給水状況が確認できるように、車両後方 10mより、業務名・日付・時刻、取水回数・受注者名を明記した黒板等とともに、日付、時刻表示のデジタル撮影をすること。また、灌水中は全ての作業路線において日付、時刻表示のデジタル撮影をすること。なお、給水時の写真等で不適とされた日の灌水量は履行数量として認めない場合がある。
- (10) 作業中に対象樹木の枯損を発見した場合は、位置図及び対象樹木の場所全景の写真を添えて報告すること。

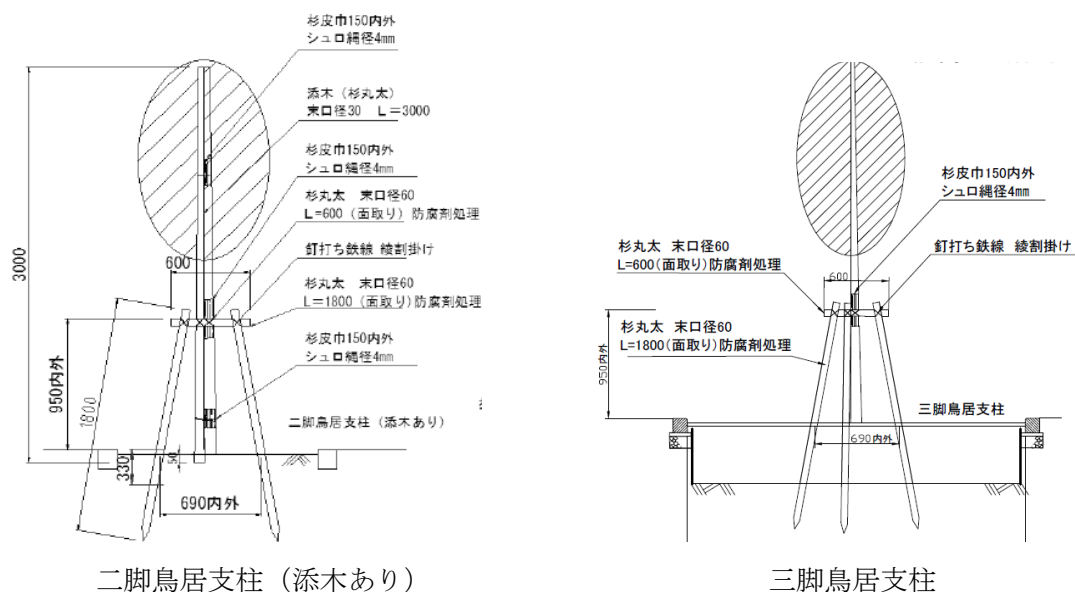
2 4. 支柱撤去工

- (1) 撤去の際、杉皮やシュロ縄を除去し、既設樹木を損傷しないよう注意して完全に地中より引き抜くこと。
- (2) 支柱を引き抜いた後の穴に良質土をいれ、危険のないようにすること。
- (3) 撤去した支柱については、鉄線や釘と丸太を分別し、処分すること。

2 5. 支柱設置工

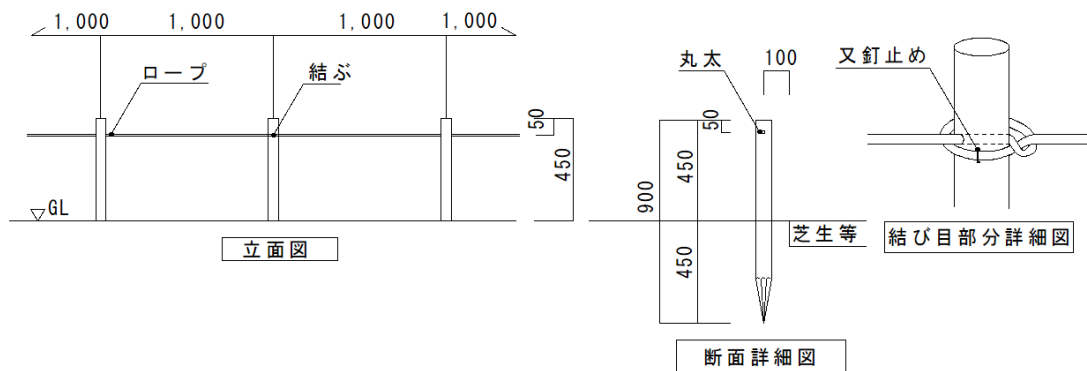
- (1) 丸太と樹幹との結束部分は、全て杉皮を巻き、シュロ縄で緩みのないように結束し、控木の丸太と丸太との接合する部分は、釘打ちの上、手前二の字、裏綾掛け結束とし、必ず端末は歩行者が怪我のないように処理すること。
- (2) 丸太は皮むき杉丸太とし、地中部分は先端切込、焼加工とする。
- (3) 打込みはぐらつきのないように、また、打込み時に末口に割れが入らぬように注意すること。

(参考図)



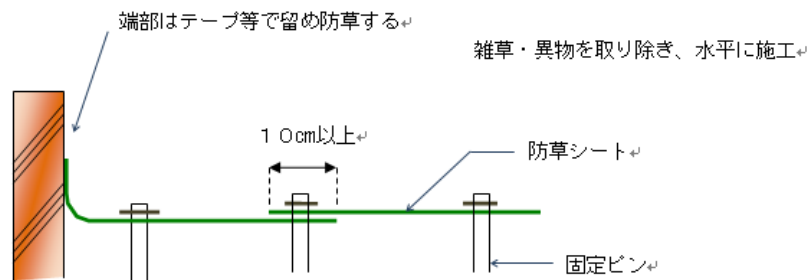
2 6．養生柵設置工

- (1) 丸太はドリルにて穴を開け、ポリエチレンロープを各丸太に1周し、抜けぬように釘止めとする。
- (2) 打込みはぐらつきのないように、また、打込み時に末口に割れが入らぬように注意すること。
- (3) 結び目は1本置きとする。
- (4) 埋設管等破損の恐れのある箇所は、監督員と協議の上、安全な深さに埋設すること。
- (5) 丸太は杉、末口6 cm、ACQ 加圧注入処理のものとする。
- (6) ロープはポリエチレン、モノフィラメント、 $\phi 10$ mmとする。



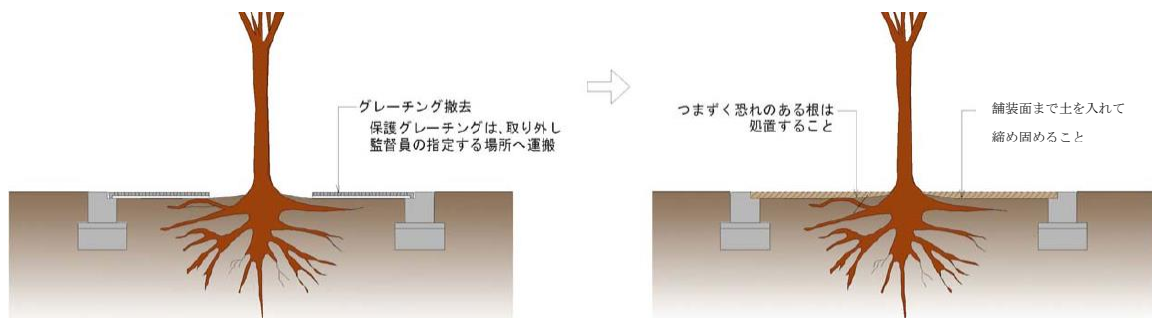
2 7．防草シート設置工

防草シートを設置する箇所の除草は丁寧に行い、整地の上、施工すること。
固定ピンの間隔は、現地状況に応じて、監督員と協議の上、決定すること。



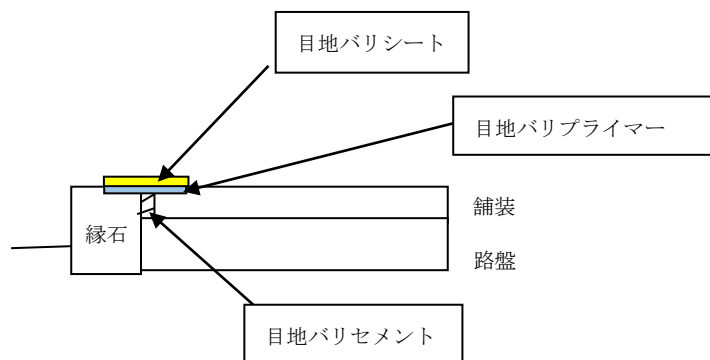
2 8．樹木保護蓋撤去工

- (1) 樹木の根系保護用のグレーチングの撤去をし、礫、ガラ、ごみ等を取り除き、歩行者がつかまつかないよう根を処置し、舗装面まで土を入れて締め固めること。
- (2) グレーチングは監督員の指定する箇所まで運搬すること。



29. 目地バリシート設置工

- (1) 目地部の雑草の根と堆積した土、雑草を出来る限り除去する。
- (2) 目地隙間を目地バリセメントで充填し、平坦にする。
- (3) 施工面に、刷毛で目地バリプライマーを塗布する。
- (4) プライマーが乾いたら目地バリシートの裏面をトーチランプにて加熱する。
- (5) 貼付後、プラハンマー等で転圧する。
- (6) 目地バリシートを重ねて使用する際は、表層を加熱、しっかり圧着すること。



30. 応急処理工

- (1) 災害、事故等による緊急の現場対応を、監督員の指示に従い行うものとする。
- (2) 作業時間としては、現場作業開始から現場完了時間までの半日を原則とする。
- (3) 履行写真については、作業開始時より状況がよくわかるように、作業写真以外に経過や状況等も撮り忘れのないように撮影すること。撮影については、監督員と協議すること。
- (4) 業務責任者は、常に監督員と連絡できるよう努めるとともに、緊急対応の場合は直ちに作業に着手可能な体制を整えること。

3 1. 履行写真

(1) 撮影頻度

下表で撮影すること。ただし、現場状況により困難な場合は、監督員と協議し、指示に従うこと。

写真管理表

工種（種別・細別）	撮影項目及び時期	撮影頻度
高木剪定工	着手前、完了後、作業状況	各路線各樹種30本に1回
	見本剪定	各樹種作業開始日に1回
中木剪定工	着手前、完了後、作業状況	各路線100本に1回
幹吹剪定工	着手前、完了後、作業状況	各路線100本に1回
支障枝剪定工	着手前、完了後、作業状況	各路線100本に1回
枯枝折れ枝切除工	着手前、完了後、作業状況	各路線100本に1回
中・低木寄植剪定工	着手前、完了後、作業状況、補助刈状況	300m ² 又は各路線No区間に1回
人力除草工、水中除草工	着手前、完了後、作業状況	500m ² 又は各路線No区間に1回
機械除草工（肩掛式）	着手前、完了後、作業状況、補助刈状況	1,000m ² 又は各路線No区間に1回
機械除草工（ハンドガイド式）	着手前、完了後、作業状況、補助刈状況	2,000m ² 又は各路線No区間に1回
路面清掃工（人力）	着手前、完了後、作業状況	2,000m ² 又は各路線No区間に1回
掘取工	着手前、完了後、作業状況	中高木 10本に1回 低木 30本に1回
植樹工	着手前、完了後、作業状況	20本に1回
地被類植付工	着手前、完了後、作業状況	100株に1回
支障木伐採工(中高木)	着手前、完了後、作業状況	全数
支障木伐採工(低木)	着手前、完了後、作業状況	200m ² に1回
支障木抜根工、根株切削工	着手前、完了後、作業状況	全数
竹伐採工	着手前、完了後、作業状況	300m ² 又は各路線No区間に1回
倒木復旧工	着手前、完了後、作業状況	全数
薬剤散布工	病害原因生物拡大写真	全種類
	作業状況	30本に1回
	今回使用する薬剤数量	全調合回
	薬剤調合状況	全調合回
	使用後薬剤残数量	全調合回
薬剤打込工	着手前、完了後、作業状況	10本に1回
	今回使用する薬剤数量	作業前に1回
	使用後薬剤残数量	作業後に1回
クビアカツヤカミキリ防除シート巻き工、撤去工、被害切株シート被覆工	着手前、完了後、作業状況	10本に1回
クビアカツヤカミキリ点検工	作業状況	10本に1回

工種（種別・細別）	撮影項目及び時期	撮影頻度
灌土工	給水状況	全給水日
	作業状況	全路線
	今回使用する水量	作業前に1回
	使用後の水残量	作業後に1回
支柱撤去工、設置工、	着手前、完了後、作業状況	10組に1回
養生柵設置工	着手前、完了後、作業状況	20mに1回
防草シート設置工	着手前、完了後、作業状況	100m ² に1回
樹木保護蓋撤去工	着手前、完了後、作業状況	全数
目地バリシート設置工	着手前、完了後、作業状況	100mに1回
応急処理工	着手前、完了後、作業状況	全箇所(作業手順、対応方法、作業人数がわかるように撮影すること)
安全管理（安全対策看板、交通誘導警備員配置、交通規制車配置、カラーコーン、飛石ネット等）	作業状況	全作業日
安全装具（保護帽、墜落制止用器具、保護メガネ、安全靴、チェーンソー下肢の切創防止保護衣等）	作業状況	全作業日
高所作業車、トラッククレーン、バックホウ、ラフテレーンクレーン運転	作業状況	全作業日
廃棄物処分	積込前（空状況）、積込状況、荷開け状況	10台に1回
資格証（刈払機、チェーンソー、フルハーネス、高所作業車、交通誘導警備員A等）	着手前	各業務1回 ただし、部分払いに伴う検査を行った場合は検査毎に1回

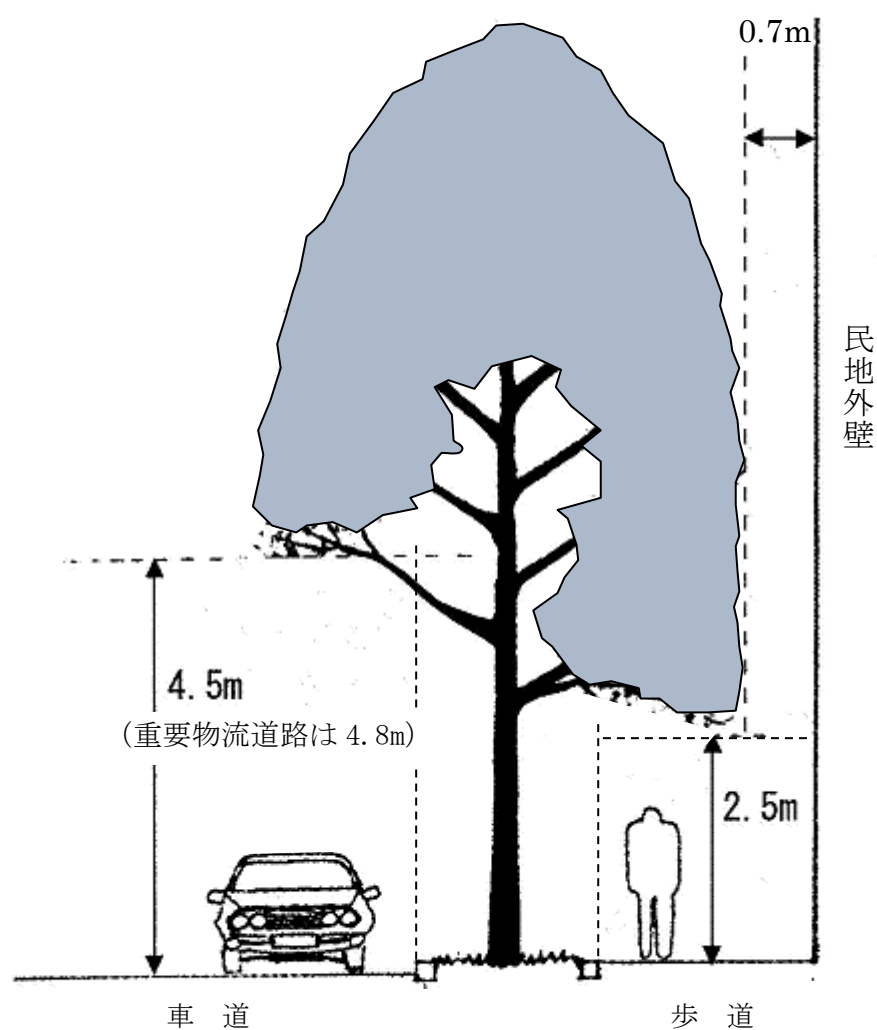
以上

街路樹に関わる制限

① 高木の制限

道路上で車両や歩行者等の交通の安全確保に設ける空間のための建築限界をふまえ、管理目標樹形を目指した剪定を行うこと。

【 建築限界図 】



② 低木の制限

交差点及び横断歩道、開口部等については、通行上の視距を確保するために以下の高さとする。

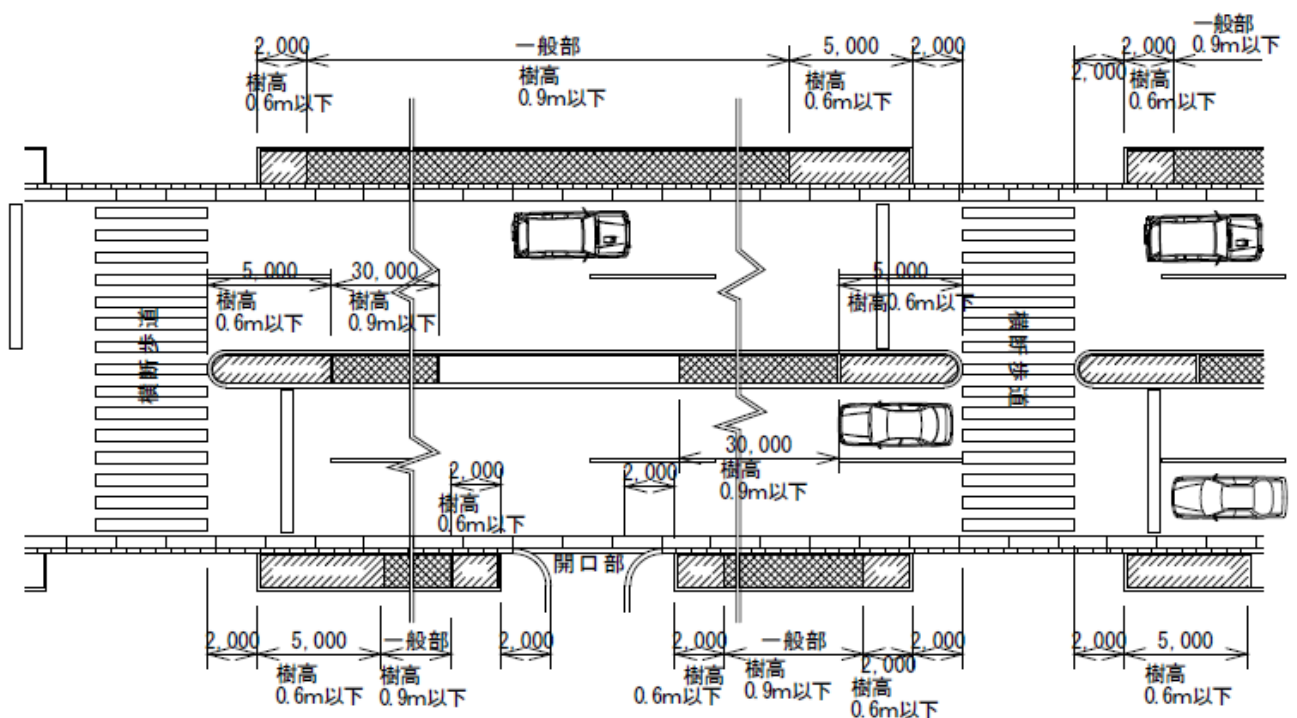
步道部

- 交差点・・・交差点内の全ての低木
- 横断歩道・・・歩道から横断歩道を見て、右側5m、左側2mの区間
- 車両の出入口（開口部）・・・開口部の左右2m
(車道舗装面から0.6m以下)

中央帶

- 先端部・・・中央帯の先端から5mの区間（車道舗装面から0.6m以下）
- 近傍部・・・先端部接続点から30mの区間（車道舗装面から0.9m以下）

【低木植栽制限標準図】



※樹高は、車道舗装面から樹冠までの高さを示す

※中高木は適用外。

【 低木仕上高 標準図 】

